

第5章 戦時下の大蔵省機構の諸問題

日華事変開始以降、財政活動の増大と経済統制の強化により、大蔵大臣の管掌事項と行政上の権限の拡大は著しいものがあった。これに伴って、大蔵省の機構も戦時期にはいつから飛躍的に拡張された。機構の拡張は本省のみならず、外局各機関に及んだ。特に徴税関係、金融行政関係の部局の拡張が目だっている。いま、この状況を官制定員数の推移でみると、本省定員は昭和11年には327人であったものが、最も増えた18年には、1,287人と約4倍になり、内国税関係の税務定員は、11年の6,369人から20年の12,465人へと約2倍に増えている。大蔵省は、戦時期を通じて非常に大きな組織にふくれ上がったといえることができる。

第1節 財務行政部局の変遷

1 大臣官房の拡充及び庁舎の移転

大蔵省の大臣官房機構は、大正末年以来秘書課、文書課、会計課の3課体制が続いたが、昭和11年7月、財政経済調査課が新設された。その所管事務は、①大蔵部内各部局課の主管する満州関係事務の連絡調整、②大蔵部内各調査機関の連絡統一、③大蔵部外各種調査機関との連絡、④一般財政経済政策・事情の調査、⑤財政経済に関する内外資料の収集・整理、⑥大蔵省地方部局との間の財政経済事項の通報、となっており、準戦時体制下における大蔵省の調査機能を強化して、新事態に対応できるようにするとともに、部内の意思疎通を深める意図であったと考えられる。12年5月、同課の所管事項が若干改編され、前記①の満州関係事務の連絡調整に替わって、資源の統制運用計画に関する事務を新たに所管するほか、⑥の地方部局への通報事務に替えて、年報書及び本

省事務統計の調製事務を文書課から移管し、同時に⑥大蔵部内統計事務の連絡統一に関することを所管した。15年12月、年報書及び統計調製事務を文書課に戻して、財政経済調査課は廃止された。同時に文書課の事務には、「国家総動員法」の施行に関する事務の連絡調整に関すること、が加わった。

戦時体制が深まる中で16年7月、大蔵省起案の「財政金融基本方策要綱」が発表され、戦時財政金融統制は新たな局面を迎えた。そのため同年11月27日、大臣官房に企画課が新設された。企画課は、①財政金融に関する重要な企画、②大蔵部内で主管する財政金融に関する企画の連絡調整、③資金統制計画に関すること、④物価に関すること、を所管した。次いで17年1月、行政考査制度が施行されたため大臣官房に考査課が設置され、所管行政の考査一般を所掌した。

この間昭和15年6月20日夜半、大蔵省庁舎が火災により焼失した。大手町の通信省航空局庁舎に落雷があり、延焼したものである。大手町の官庁庁舎群は震災後の木造仮建築であって類焼を免れなかったが、震災によって明治以来の貴重な図書、文書類を失った経験により、大蔵省文庫（図書館）は堅固な土蔵造りとし、震災後地方部局等から収集した図書並びに松方家その他から集めた「諸家文書」、各局から収集した「昭和財政史資料」等を保管し、連日各所に配置されたコップの水を点検し、必ず厳重に施錠して帰宅していた甲斐があって、文庫保管の図書資料は焼失せずに現在に至っている。

当時、霞が関の現庁舎の建築工事はほぼ完成に近かったが、時局により内装外装未完のまま、一時中断していた（第4期第5章第3節4参照）。火災の翌日、庁舎敷地で桜内蔵相の訓示の後、職員によって焼け跡の整理が行われ、翌日から各局は蔵相官邸その他で分散執務することとなった。その間、急遽霞が関庁舎に内装が施され、15年7月には新庁舎への引越しを完了した。そのため庁舎の外装は施されず、戦後までコンクリート打ちはなしのままであった。

2 主計局の機構改正

予算の編成方式が、重要国策や資金・物資・労務等の動員計画をもとにしてこれを予算化する方向に変わっていったことはすでに述べたが、こうした変化に伴い、12年以降主計局を内閣に移管して予算編成機関と国策統合機関とを併合すべきだという意見が、軍部や企画院方面からしばしば提案された。これに対して、大蔵省は税務行政と予算編成とは切り離せないという見地から強硬に反対し、この提案は実現されなかった。

主計局では予算編成の方式はかなり変わってきたが、戦時期にはいっても、しばらく従来の機構でこれに対処していた。しかし、太平洋戦争にはいつてからは、予算編成の閣議中心主義がいちだんと進行し、また予算措置が戦局に即応して臨機応変に敏速に行なわれなければならぬため、大蔵省部内でも大臣・局長の直接的裁量によるところが多くなった。

こうした事態に対処するため、昭和17年6月、主計局の機構の根本的改革が行われた。予算課、決算課、調査課及び15年9月新設の法規課の4課から成る主計局の構成は改められ、第一課、第二課、第三課、第四課が置かれた。この改正によって、これまで予算編成事務を統一的に担当してきた予算課がなくなり、予算調整の統轄は主計局長のもとで行なわれ、各省所管の一般会計及び特別会計の予算・決算に関する事務は、第一課から第四課までの各課で、各省別に分割して取り扱われるという機構になったのである。また従来の予算課が所管した事務の一部は主として第一課へ、決算課の事務は第四課へ、調査課の事務は第二課へ、法規課の事務は第三課へ引き継がれることとなった。

各課が分割して担当した省は次のとおりである。

第一課 大蔵省・陸軍省・海軍省

（17年11月の改正で大東亜省、18年11月の改正で外務省が加えられた。）

第二課 内務省・司法省・文部省・厚生省

（18年8月の改正で外務省・商工省・通信省を担当することになり、さら

に18年11月の改正で軍需省・運輸通信省を担当することになった。)

第三課 外務省・逓信省・拓務省

(17年11月の改正で拓務省削除。18年8月の改正で内務省・農林省を担当することとなり、さらに18年11月の改正で担当は内務省と農商省となった。)

第四課 農林省・商工省・鉄道省

(18年8月の改正で司法省・文部省・鉄道省・厚生省を担当することとなり、18年11月の改正で鉄道省は削除された。)

以上のような機構改正によって、主計局は閣議で決定される重要国策を予算化する事務を行ってきたが、その事務がさらに中央集権化する傾向が強まり、19年6月に機構はさらに改革された。この改正によって、第一課から第四課までが分割して担当していた各省所管の一般会計及び特別会計の予算・決算事務は第一課にまとめられ、ここで総合的に扱われることとなった。そして20年3月に至って第四課は廃止された。

3 主税局の拡充

馬場蔵相の大増税案作成以降、歴代の蔵相は増税方針を決定し、税収増加のために税目の新設、徴収税額の増加が次々と企画された。税制改正を審議する機関として昭和6年から税制審議会が置かれていたが、この審議会は馬場蔵相の時、税制調査会に発展し、財界・官界・学界の税務専門家を集めた諮問機関となった。主税局には、昭和11年6月、税制を立案する企画課が新設され、税制調査会を諮問機関として新税法の立案にあたった。

企画課は国税課と共同して、11年9月、「税制改革案大綱」を発表し、12年には「臨時租税増徴法」、「北支事件特別税法」を、13年に「支那事变特別税法」、「臨時租税措置法」を、14年には特別税法改正を立案した。さらに15年の中央・地方を通ずる税制の大改正は、企画課を中心として企画されたものであった。このように同課は、日華事変下の税制改革と徴税機構強化の立案機関と

なったわけであるが、15年の税制改正後、12月に至って廃止された。

昭和15年の税制改正においては地方税制改正が重要眼目となり、これまでの臨時地方財政補給金制度が廃止され、地方分与税制度が創設された。地方分与税は地租、家屋税及び営業税の還付税と、所得税、法人税、遊興飲食税、入場税の一部の配付税からできている。これによって地方財政は、国家の徴税機関の活動に依存し、また国家機関は地方団体の税収入の監督を強化する必要を生じた。この地方分与税に関する業務と地方財務の調査監督を担当する部局として、昭和15年12月、地方税課が新設された。

地方団体はこれまで地方債の発行について理財局地方債課の監督を受けていたが、地方税課の設置によって、税収入についても大蔵省の監督を受けることになったわけである。なお、地方分与税制度の成立とともに地方分与金特別会計が設けられたが、この会計の歳入事務については同局の経理課が管掌した。

昭和15年7月、同局に家屋賃貸価格調査課が新設された。従来、家屋税は道府県において調査した賃貸価格に基づいて地方税として賦課されてきたが、15年の税制改正の際、17年度分から政府において調査した賃貸価格に基づいて、国税として賦課されることになった。15年7月、「家屋税法」が施行されるに伴い家屋賃貸価格調査課が設置され、この課を中心として、全国の税務監督局及び税務署が家屋の賃貸価格の調査を行なうことになった。

4 地方徴税機関の強化

地方徴税機関の強化は、まず税務署の増設から始められた。昭和11年5月の税務署総数は353であったが、これが16年6月には375に増加している。これを昭和初年から11年までの間に8税務署しか増えなかったのと比較すると、いかに急激な増加であるかがわかる。

税務署数の増加のみならず、税務監督局、税務署の管掌事務も著しく増加した。先に述べたように毎年税制改正が行なわれ、そのたびに課税対象の範囲は広がり、納税人員は増加した。これに伴う徴税事務の増加に加えて、15年10

月、「会社経理統制令」が施行されるに及んで、税務監督局と税務署は会社経理統制の地方部局としての役割をも果たすこととなった。すなわち「会社経理統制令」によって会社の利益配当、積立金、役員及び社員の給与などについて大蔵大臣の許可を受けることとなったが、この許可事務のうち、資本金500万円未満の会社については税務監督局が、100万円未満の会社については税務署が担当することになった。このため税務監督局には会社監査部が新たに設けられ、やがて16年7月財務局へと発展することになる（後述）が、税務署では直税課がこの会社経理統制事務を担当した。

徴税機関の強化は、職員の急激な増加にもみることができる。官制定員だけでみても、税務監督局の職員総数は昭和12年3月に484人であったものが、15年4月には556人に増加し、16年7月、財務局に改められるに及んで1,102人と急増している。税務署職員総数は12年3月の7,193人から年々増加して、15年7月には9,221人に達している。このほかに1,000人を越す臨時職員が採用されていたことを考えると、地方徴税機関がいかに強化されたかは明らかである。

5 関税行政機関の強化とその一部の通信省移管

税関の業務はこれまで主として関税徴収と港湾行政であったが、昭和11年以降、貿易統制の業務が新たに加えられることになった。11年7月、従来の総務課は総務部に拡大され、「輸出組合法」、「輸出絹織物取締法」、「輸出水産物取締法」または「重要輸出品取締法」による輸出貨物の検閲及び取締りをも管掌することになった。12年9月には、検閲・取締りは輸入品にも拡張されるとともに、「外国為替管理法」による為替統制事務をも税関で行なうことになり、税関の管掌事務は急増した。

こうした業務の急増に対応して、税関の増設と定員の増加も行なわれた。

昭和12年5月に名古屋税関が設置され、全国の税関は横浜・神戸・大阪・門司・長崎・函館・名古屋の7ヵ所となった。税関支署は12年5月に40であったものが、16年には45に増加したが、税関監視署は12年の52から、16年には48に

減少した。しかし、税関出張所及び税関支署出張所の数は、12年にわずか19であったものが、15年6月の改正によって45に急増し、さらに16年12月の改正では97となっている。

税関の職員数もまた増加した。昭和11年7月に1,661人であった官制定員総数が12年9月には1,952人に増加し、16年1月には2,188人になっている。このような定員の増加は税関業務の増大によるものであるが、とくに事務官補、監視、鑑査官補、監吏などの増員が著しい。また、輸出入取締りが強化されるにつれて、事務官補、鑑査官補等を中心とする臨時職員が採用され、その数も、12年9月の98人から15年10月の223人へと年々増加している。このように判任官職員を中心に、16年末の税関機構の大改正が行なわれるまで、税関職員数は非常な勢いで増加していったのである。

太平洋戦争開始直後、海運の国家管理をめざし「戦時海運管理令」が発令されると、16年12月19日、通信省の外局として海務院が新設され水路・船舶・造船・船員・その他海事を管掌することとなり、その地方機関として海務局が設置された。この措置に伴って、各税関で所掌していた港湾行政の一部が海務局に移管され、同日の12月19日、各税関の機構の大改正が行なわれた。すなわち、税関は長官官房、植物検査課、会計課、総務部、監視部、港務部、鑑査部の1房2課4部制から、税関長官房、監視部、業務部、鑑査部、検疫部の1房4部制となり、部の下に課が設置された。

税関長官房には庶務課、会計課の2課が設置され、旧長官官房の事務の大部分を庶務課が、旧会計課の事務を会計課が引き継いだ。監視部には警務課、旅具課、貨物課の3課が設置され、警務課は旧総務部で所掌した船舶・貨物・船用品の免許・特許その他処分等に関することに航空機のそれを加え、あわせて監視部で所掌していたそれらの取締り等を取り扱った。また旧監視部所掌事項のうち、旅具課は旅客携帯品・犯則事件の調査処分等に関することを、貨物課は保税倉庫・保税地域・貨物の収容及び搬出入等に関することを所掌した。業務部には輸出課、輸入課、為替課、統計課の4課が設置され、旧総務部所掌事

項のうち、輸出貨物の調査ならびに免許・特許その他処分を輸出課が、輸入貨物の調査ならびに免許・特許その他処分、及び関税・噸税・輸入貨物の賦課徴収等を輸入課が、「外国為替管理法」の施行に関する事務を為替課が、外国貿易の調査・統計作成等を統計課が所掌した。鑑査部は旧鑑査部の事務をそのまま引継ぎ輸出入貨物の検査・鑑定及び見本品・仕入書の採取・保存等につき、輸出鑑査課、輸入鑑査課（必要に応じ輸入鑑査第一課、輸入鑑査第二課を設置できる）及び調査課で分掌し総務部は廃止された。新設の検疫部には植物課、家畜課の2課が設置され、輸移出入植物に関する検疫・取締りを取り扱っていた植物検査課が植物課となり、旧港務部で所掌していた輸移入獣畜等の貨物に関する検疫が家畜課に引き継がれ、港務部は廃止された。そして税関の所掌事務のうち、長官官房所掌の外国貿易船の不開港出入の特許に関する事、港務部所掌の開港港則に関する事・開港港則に直接必要な港内の行政警察に関する事が逡信省傘下の海務局に移管されたのである。

第2節 金融行政部局の拡充

1 資金統制と理財局・銀行局

日華事変から太平洋戦争へと戦争が拡大し長期化するにつれて、軍需品生産のための資金需要は非常な勢いで増大していった。軍事費を中心として財政支出は年々膨脹し、その財政支出をまかなうために増税も行なわれたが、財政の大部分は公債によって補なわねばならなかったため、公債の発行額も増加する一方であった。軍需品生産のための生産力拡充政策が歴代内閣の最重要項目として掲げられたが、膨大な生産力拡充資金を確保するためには、経済のあらゆる分野において統制を加えることを必要とした。すなわち、生産力拡充資金を確保するためには、多額に支出される財政資金だけでは不足し、金融機関の貸出しをも必要とした。しかし、金融機関の資金はまた国債消化の源泉でもあり、インフレーションを抑制しつつ生括資金を確保するためには、従来のような金融の間接的統制ではもはや不足であった。国家機関が全面的に出動して、民間の資金の流れを直接調整するという新しい統制が必要となった。「臨時資金調整法」の制定に始まって、「会社経理配当及資金融通令」、「銀行等資金運用令」等、次々に公布された資金統制法規によって資金統制は強化され、太平洋戦争開始とともに、金融機構の再編成も行なわれるに至った。

こうした戦争経済の進展、経済統制の強化につれて、大蔵省の行政部門のうち、理財局、銀行局、為替局を中心とする金融行政部門は急速に膨脹した。しかも、これら金融行政機関は監督行政機関から統制行政機関へとその性格を変えるとともに、日本銀行・正金銀行等の半官的金融機関を行政補助機関化し、さらに金融機関、事業会社の経理にまでも立ち入って統制を強化していった。

(1) 理財局金融課の設置

昭和12年5月、理財局に金融課が設置された。従来、金融に関する行政は理

財局国庫課の一系の事務にすぎなかったが、馬場蔵相時代に賀屋主計局長が理財局長に転じた時、公債政策、金融政策等について研究するため調査係を作った。その後の情勢の発展はこの係の役割をしないで大きなものにしていき、金融政策を全般的に企画する課がここに新たに設られることになったわけである。

金融課は同時に設置された銀行局調査課（後述）とともに、金融統制法規立案の中核機関となった。まず「臨時資金調整法」を立案し、昭和13年には「産金法」、「金準備評価法」、「金資金特別会計法」の、金に関する3法律を立案した。14年からは企画院を中心として国家総動員計画の一部となる資金統制計画が作成され、資金の調整もこの計画のもとに包含されたが、金融課はこの統制機構の一翼をになった。

金融課設置当初は15人ほどの課員であったが、資金統制が強化されるにつれて同課の取り扱う事務は、法規立案のほか資金調整の実行から「会社利益配当及資金融通令」に対する会社経理の統制事務にまで及んだため、15年にはいると、高等官12人、判任官80人を擁する一局をなすほどの課に膨脹した。15年12月、同課は企画課と改称され、金融の総合的企画部局となった。

(2) 銀行局調査課の設置

理財局金融課とともに発足した銀行局調査課は、金融統制法規の立案にあたりとともに、特別銀行課から銀行債券に関する事務を、また普通銀行課からは金融機関業務の統制事務及び信託に関する業務のうち「担保付社債信託法」の施行事務を受け継いで管掌した。

「臨時資金調整法」の実施にあたって、一般的な資金調整の中心になったのは理財局であったが、銀行局が担当したのは、時局産業が必要とする資金の供給を促進するための措置と、資金供給者たる金融機関自体の事業資金貸付けを統制することであった。調査課は金融機関及び証券引受業者の資金調整を担当したほか、日華事変以後、銀行局が新たに管掌することになった金融機関への監督・統制業務はほとんど同課にまかせられた。昭和13年2月には「生命保険

会社」、15年12月には「ビルブローカー」も同課の監督下に置かれた。

(3) 庶民金融課の新設

金融機関の資金面からする統制とともに、金融機関そのものの整備統制のための政策が進められ、広田内閣以降、銀行合同政策が取り上げられたが、この合同政策に並行して中小企業者に対する金融機関の整備、そのために小額金融担当の専門的行政機関を作ること、それと同時に庶民金融機関をも金融統制の中に組み入れることが必要となった。

このような意図から、昭和11年10月、銀行局に庶民金融課が新設された。同課は、これまで特別銀行課の所管であった産業組合中央金庫、無尽業、市街地信用組合に関する事務を移管し、新設の商工組合中央金庫に関する事務を併せて所管した。当時庶民金融課では、庶民一般の小口金融を担当する大蔵省主管の政府出資の金庫設立を検討していたが、その設立は延期された。次いで12年5月から、産業組合中央金庫の加入組織の信用組合、信用組合連合会及び産業組合中央会に関する事、その他庶民金融機関に関する事を所管に加え、農林省、商工省など庶民金融機関の主管官庁との共管により、庶民金融全般を監督する課となった。13年3月には、懸案の庶民金庫及び恩給金庫の設立法案が議会を通過し、同年7月に庶民金庫、恩給金庫に関する事が庶民金融課の事務に加えられた。

こうして庶民金融課は、庶民金庫をはじめとするすべての小口金融機関を監督するのみならず、庶民金融制度全般を整備する役割を持った。また、軍需生産増強につれて民需産業に携わっていた中小企業は打撃をこうむり、転業するか廃業するかして大軍需企業の下請機関となっていた。庶民金融課は、中小企業の転業のための資金を供給する措置を講じ、金融統制が強化されるなかで生産力拡充政策と金融機構の再編成を補充する役割を果たしたのであった。15年12月、国庫補助金と民間資金によって、転廃業者を援助する国民更生金庫が設立されると、同金庫は庶民金融課の管理するところとなり、翌16年、転廃業者の営業資産整理を担当する政府出資法人の国民更生金庫に再編された。

(4) 理財局外事課の設置

日華事変の進展とともに中国本土への投資は急速に増加し、鉱山業、交通業、土木事業等への直接投資は年ごとに増えていった。一方、満州への投資額も膨脹していった。これらの投資には民間資本だけでなく、国家資本も加わり、国家機関の援助のもとに行なわれた。しかも投資は長期的・固定的なものであったから、日本の国家機関はこれを保護するために、満州・中国本土における財政・金融機構の改革にも手を伸ばすことが必要であった。こうした情勢に対処して、対外投資を促進し、また、満州・中国における財政金融行政を専門的に管掌する新しい部局を作ることが考えられた。

これまで対外投資に関する事務は理財局国庫課の一係で管掌してきたが、対満投資が増大するとともに、この事務は非常に増加した。また対満事務局が設けられていたが、これは主として一般行政を担当するものであった。そこで、昭和11年7月に、官房に財政経済調査課が設置され、満州における財政金融機構の整備と、日本側の国策会社設立に関する事務を担当することになった。同課はこのほか一般の財政経済事務の調査をも担当したから、対満支投資が増大するにつれて、これらに関する事務を再び理財局に移す必要が生じた。こうして12年10月、理財局に外事課が新設されることになった。

外事課の主要担当事務は、海外における財務と対外投資及び大蔵省部内各局課の主管に属する海外関係事務の連絡調整であった。しかし、実際の活動は主として満州・支那・北鮮への日本資本の投下を促進することによって、満州及び北支・中支政権の財政、通貨政策、貿易為替管理、産金、貯蓄奨励、関税行政、資金計画等の全面的な指導で、北支那開発株式会社、中支那振興株式会社を中心とする資源開発会社の経営等も管掌した。こうして外事課は、対満事務局の財政金融行政の面を補強する機関としての役割を果たすことになった。

2 会社経理統制と会社部

すでに述べたように、「臨時資金調整法」が施行されて資金の供給と需要は

直接的に統制を受けるようになったが、資金の需要者側に対する統制は、昭和15年10月の「会社経理統制令」によっていっそう強化されるに至った。この統制令によって会社の経理はほとんど全面的に政府の統制下に置かれることになったが、これを行なうには膨大な統制機構を必要とした。そこで、「会社経理統制令」の施行とともに、理財局内に金融課から分かれて資金調整課が設置された。また、利益配当及び積立金ならびに役員及び社員給与の統制を担当する配当給与課が新設された。さらに12月には、会社の経理検査を担当する監査課が設けられた。

これらの課はいずれも応急措置として設けられたものであったが、全国の会社経理の統制を行なうためには、中央・地方を通じて統制機構を拡大する必要があった。そこで、中央機関には理財局内の金融統制部門を独立した一部局としてあて、地方機関には税務監督局、税務署を活用することが大蔵部内で提案された。

昭和16年7月、これまで理財局内にあった資金調整課、配当給与課、監査課が合併して新たに会社部が設置されることになった。会社部は、もっぱら「臨時資金調整法」及び「会社経理統制令」の施行に関する事務を取り扱う部であって、部内に総務課、資金調整課、経理統制課の3課が置かれた。会社部には書記官・事務官、属のほか技師や会社監査官が置かれ、定員総計107人であった。さらにこのほか民間から選ばれた者が参与に任命された。参与は主として経済界から内閣が任命し、任期は1年であった。これらの参与（最初に選ばれた参与は渋沢敬三ら15人）は、実際には重要な役割を果たさなかったが、形式的にもせよ、統制的性格の行政部局に民間から参与を選任したことは注目すべきことである。

「会社経理統制令」の施行によって、全国のほとんどの会社は、その経理について大蔵大臣またはその他の主務大臣の許可もしくは認可を受けるべき事項が多くなった。このため同令は、税務監督局長及び税務署長が大蔵大臣の行なう許可事務の一部を代行すること、各会社の資産内容や経理状況に関し報告を

徴し、または業務状況、帳簿書類その他の物件を検査しうることを規定した。こうして税務監督局と税務署は、会社経理統制の地方部局としての役割をも果たすことになった。

なお、会社経理統制にあたって、事案の重要なものを付議するために会社経理審査委員会が設けられた。資金調整の場合にも臨時資金調整委員会と臨時資金審査委員会の二つの委員会が政府部内に設けられたが、これはいずれも内閣総理大臣の監督のもとに置かれていた。しかし、会社経理審査委員会は大蔵大臣の監督に属し、大蔵次官を会長として、14人以内の委員及び臨時委員で組織され、この下に幹事が置かれた。同委員会の審議する事項は、「会社経理統制令」の運用方針、資本金1,000万円以上の会社についての許可・承認に関する処分や指定、命令もしくは制限に関する事、その他主務大臣が付議するを適当と認めたことがその主なもので、統制令運用上最も重要な問題を扱ったのである。しかし、この委員会の委員は大部分が関係各省の職員から構成され、しかも大蔵省職員がほとんど委員会の運営を主宰していたから、実際には委員会独自の方針が発揮され、それが具体化したという場合はあまりなかった。

会社部は昭和17年11月再び理財局に合併されるが、それまでの間、会社経理統制機構の中心として重要な役割を果たしたのである。

3 為替管理と為替局

軍需生産を中心とする生産力拡充政策が進められるにつれて、国内に軍需資源の乏しいわが国では、生産の拡大はそれだけ輸入物資の量を増加させることとなった。この状況を反映して、わが国の為替相場は昭和11年秋以降下落を続け、為替の維持は困難となった。そこで、緊急物資以外の輸入の抑制によって貿易の均衡を得ることが考えられた。

昭和11年秋に「外国為替管理令」の改正が行なわれて取引の取締範囲が拡大され、12年にはいると、輸入為替に許可制がしかれた。さらに日華事変が勃発すると、輸出入為替、無為替輸出入取引に関する取締まりはさらに厳重になっ

た。このように為替管理が為替相場維持の段階から貿易統制にまで進むにつれて、為替管理事務は急激に増加したため、それに対応する機構の拡充が必要となった。

昭和12年5月、従来の外国為替管理部は為替局となり、「外国為替管理法」の施行のみならず、対外金融に関するあらゆる統制、為替市場の統制等を管掌することとなった。

為替局には初め総務課、管理課、外資課の3課が置かれたが、同年7月には管理課が二つに分れて第一管理課、第二管理課となり、13年2月にはさらに第三管理課が設けられた。総務課は銀行・両替商の為替取引の取締り、金の輸出、外国為替相場の取り決め、外国為替管理等を管掌した。第一管理課は金属、機械、石炭の輸入代金の決済に関する取引または行為の取締り及びそれらの貨物の無為替輸入の統制を担当し、第二管理課は金属、機械、石炭以外の輸入貨物取締りを担当した。第三管理課は貿易外海外支出に関する統制を行なった。また、外資課は外国通貨をもって表示する証券、債権、債務の取得または処分に関する事、証券の輸出入、外国居住者に対する邦貨表示の債権・債務及び在外財産の取得処分の取締りを管掌した。

為替局は、はじめ主として輸入為替の取締りの強化に即応してその機構を拡大していった。しかし、13年半ば以降、政府の貿易政策は日華事変当初の輸入抑制から輸出振興策に転じ、為替局もこの状況に対応する機構の改革を行なう必要が生じた。こうして13年5月、同局の機構は根本的に改正された。

総務課、輸入第一課、輸入第二課、輸入第三課、送金課、輸出課、外資課、検査課の8課が同局に設置された。総務課は従来の事務を受け継いだものであったが、輸入課は第一課から第三課まで輸入為替の統制及び無為替輸入の許可事務を分掌し、送金課では貿易外海外支払に関する統制を、輸出課は輸出為替の統制及び無為替輸出の許可事務、検査課では「外国為替管理法」の実施状況に関する検査事務を分掌した。

昭和15年9月に至り日独伊三国同盟が締結されると、英米など「反枢軸国」

の対日経済圧迫はいっそう激しくなった。こうした情勢のなかで貿易を発展させ、軍需資源を確保するためには、ますます為替・貿易に対する国家の統制力が強められることとなった。同年10月に管理令が改正され、無為替輸出入の統制は一段と強化された。これに伴って15年12月、為替局の機構改革が再び行なわれ、同局は総務課、輸入第一課、輸入第二課、輸出第一課、輸出第二課、送金課、外資課、検査課の8課となって、輸出入為替の統制を行なう体制を整えたのであった。

昭和16年2月の「外国為替管理法」の改正は、一段ときびしさを増した国際経済の情勢に対処するための為替管理の戦時的編成替えを示すものであった。この改正によって為替・貿易統制は強化され、また、為替統制は日本銀行と横浜正金銀行が為替局と協力して行なうこととなった。

なお、為替局に外国為替管理委員会及び外貨評価委員会が置かれた。また13年には、7人の為替局参加者が民間から選ばれ、任命された。

4 監理局の移管

昭和16年12月、商工省の監理局が大蔵省に移管された。初代監理局長長谷川公一によれば、「大東亜戦争が始まる一週間ぐらい前に、商工省の監理局が名前もそのまま、200名の局員もそのまま大蔵省に移った。賀屋大蔵大臣がわざわざ商工省に来て、大蔵省に監理局の仕事が移る趣旨を局員を集めて話したので、みんな了承して移った」ということである。

すなわち、従来、保険、取引所、有価証券業者等の監督は商工省所管であったが、金融行政の統一という見地から、これらの業務が大蔵省に移管されることとなったわけである。

監理局は昭和16年12月13日新設され、同局には監理課、保険課、戦時保険課の3課が置かれた。

監理課は、「取引所法」、「計理士法」の施行に関すること及び「有価証券業取締法」、「商品券取締法」の施行に関する業務、また国家総動員計画に関する

事務で保険会社、取引所等に関する取締りを管掌した。保険課は、保険政策一般及び「会社経理統制令」、「銀行等資金運用令」の施行に関する事務で保険会社に関する業務を担当した。戦時保険課は「損害保険国営再保険法」に関すること及び戦時海上保険補償に関する業務を管掌した。

同局は昭和17年11月1日から、「戦時保険臨時措置法」施行に関する業務、恩給金庫に関すること、その他の業務をも管掌することになったが、翌18年11月の官制改正によって銀行局と合併し、銀行保険局となった。

監理局もほかの金融行政機関と同じく、戦争経済の進展、経済統制の強化につれてその業務が増大するとともに、監督行政機関から統制機関へとその性格を変えていったのである。

第3節 貯蓄推進機構の拡充と預金部

1 貯蓄奨励の機構とその活動

(1) 国民貯蓄奨励局の新設

戦時財政の進展のなかで、悪性インフレを抑制しながら財政資金と生産力拡充資金を調達するために、金融政策の一環として重点がおかれることになったのが国民貯蓄の奨励であった。この重要な政策を推進する機関として、昭和13年4月、国民貯蓄奨励局が大蔵省外局として新設された。同局の長官には大蔵次官があたり、次長1人、書記官2人、事務官3人、属15人が配属された。同局には総務課、第一課、第二課、第三課の四課が置かれた。総務課は国民貯蓄奨励の総合計画を分掌し、第一課は三重県・岐阜県・石川県以东の東部地方の国民貯蓄を、第二課はこれより西の西部地域の国民貯蓄の奨励計画を分掌した。第三課の担当は国民貯蓄奨励の実施状況の調査であった。

同局は貯蓄奨励を推進する中心的機関であったが、貯蓄の性格から、その実行にあたっては強制的形態ではなく、国民運動として自発的に行なわれる必要があった。そのため、同局は民間の国民貯蓄奨励団体を具体的実行機関として活用した。

同局に大蔵大臣の諮問機関として国民貯蓄奨励委員会が設置された。この委員には各省次官、貴衆両院議員、学識経験者が任命され、また各省の関係局長が幹事として各省と緊密な連絡をとるよう参加した。この委員会の諮問に基づいて同局総務課で国民貯蓄奨励運動の総合的計画、貯蓄目標額などが立案された。

同局の地方機関として、国民貯蓄奨励支局が置かれた。支局の設置にあたって大蔵省の地方機関である税務監督局や専売局を利用する案も出されたが、内務行政のほうが広く国民にゆきわたっているから、その機関と結びつけるほう

が実行上便利であるという見地から、内務省系の市町村の機関が支局にあてられた。

民間外郭団体としては、国民精神総動員中央連盟が中心となり、宗教団体、教化団体、在郷軍人会、青年団、婦人会等すべての加盟団体を動員した。民間の中央機関は、大政翼賛会が結成されたのちには、同会がこれにあたった。

国民貯蓄奨励局は、貯蓄組合の設置に力をいれた。同局で貯蓄組合理約のひな型を作ってみずから指導にあたるとともに、府県庁を地方における中心機関として組合設置の指導と奨励にあたらせた。こうして貯蓄組合は、官公署内の組合、商工業者の団体、青年団体等各種団体内の組合、市町村の町内会・部落会等の地域別の組合の4つの型に分類された。同局の指導・奨励によって貯蓄組合の結成は国民各層の中にしだいに浸透して、13年末には組合数31万、組合員1,900万人に達し、15年には組合数は50万を越え、組合員も3,300万人に達するに至った。

また、金融機関も貯蓄奨励の機構として利用された。普通銀行、貯蓄銀行、信託会社、無尽会社、信用組合、商業組合、工業組合には積極的に預貯金、金銭信託の吸収などを行なわせ、また、郵便局には簡易生命保険の加入を勧誘させた。

貯蓄運動の実施にあたって貯蓄目標額が決定されると、それが中央から各府県に割り当てられ、府県から郡市町村さらには隣組までゆきわたった。割当基準は、道府県の人口、生産額、租税額、金融機関等における従来の預金実績額というものを総合して決定された。15年にはいと貯蓄目標額は120億円に達したが、道府県に割り当てたばかりでなく、この年から銀行・郵便局等の金融機関に対しても目標額が決められるようになった。こうして、初めは精神運動として国民の理解を求める啓蒙活動に重点がおかれていた貯蓄運動は、しだいに強制化する傾向を示しはじめるのである。

(2) 国民貯蓄奨励局の拡充

太平洋戦争開始によって貯蓄奨励政策はいっそう強力に進められることにな

った。貯蓄目標額をみても、昭和15年の120億から16年には170億、17年には230億、18年には270億、19年には410億、20年には600億と、毎年飛躍的に増加している。この膨大な目標額を達成するために、民間に組織されたあらゆる貯蓄組合が整備され強化された。昭和16年3月には貯蓄組合の機構を法人化し、これを指導監督し保護助成する目的をもって「国民貯蓄組合法」が制定された。

一方、貯蓄奨励政策は国民所得の配分計画、国債消化政策、租税徴収計画等の諸国策との関連において、戦時金融政策の一環として総合的見地にたって計画・遂行されねばならなくなった。

こうした状況に対応して、16年12月、国民貯蓄奨励局の機構改革が行なわれ、同局の構成は総務課、奨励課、組合課、企画課となり、貯蓄運動の奨励事務は奨励課に集められ、貯蓄政策の企画は企画課が分掌することとなった。

昭和17年11月、これまで外局であった同局は本省内局に吸収され、その名称は「奨励」の2字をとって国民貯蓄局と改められた。同局には総務、計画、指導、組合の4課が置かれた。総務課は国民貯蓄に関する事務の連絡総合のほか、貯蓄思想の普及宣伝、奨励運動の指導、貯蓄功績者の表彰、貯蓄組合に対する助成金に関する事務を、計画課は貯蓄目標額、貯蓄計画に関する事務を、指導課は地方の貯蓄指導に関する事務を、組合課は国民貯蓄組合に関する事務を分掌した。18年3月、組合課は特別施設課となり、貯蓄組合のみならずあらゆる職域ならびに商工業その他各種業域の国民貯蓄、特殊収入の国民貯蓄化、貯蓄源泉涵養の指導を担当することになった。同課の事務量は増加する一方であったため、19年4月に至って職域課と戦時生活課の2課が新しく設けられて業務を分担することとなった。職域課はあらゆる職域・業域の国民貯蓄増強政策と、新たに制度化された合同貯蓄・源泉貯蓄及び振替払制度の事務を、戦時生活課では貯蓄源泉の涵養に関する事務を取り扱った。特別施設課は特殊収入の貯蓄化、法人の貯蓄、戦時納税貯蓄、預金者の国民貯蓄組合、貯蓄券、国民貯蓄の増強に関する特別施設の実施に関する事務を担当した。

昭和19年以降は行政上の機構縮小の要請によって、国民貯蓄局内の各課は合併され、あるいは廃止されて、20年5月には計画課と指導課の2課を有するだけに縮小された。

国民貯蓄局は、大衆の少額資金を吸収して、軍需生産増強のためにあらゆる資金を供給しようとした戦時金融政策を補充する機関であった。

2 預金部の拡充

預金部は昭和7年に本省から外局として独立して、国家的金融機関となったが、預金部資金は毎年増加し、12年末には50億円近くに達した。資金の増加に伴ってその事務量も増えたので、それに対処する機構の拡張が考えられることとなった。

昭和12年5月、預金部の名称は預金部資金局と改称され、預金部支部は支局となった。この改革は、資金運用計画を樹立するための組織の整備と、融通先の実地調査事務の激増に対応する体制を作るために行なわれたものである。そして局長のもとに理事1人が新たに置かれることになったが、この理事は運用部長を兼ね、預金部内外の各機関と連絡をとって運用計画樹立を総括するものであった。

この改革で、従来の2課制を廃して部及び課を設けることとなった。すなわち、従来の運用課は運用部に昇格し、その下に資金課と運用課が置かれ、監理課と考査課は合併して監理部となり、その下に監理課と考査課が置かれた。

この機構の拡張以後も預金部資金は毎年増加していった。その原因は主として貯蓄奨励運動の推進によって郵便貯金の預入れが増加したこと、「臨時資金調整法」が制定され、同法によって日本勸業銀行は割増金付の貯蓄債券及び報国債券を売り出したが、これらの債券の売上金が全額預金部に預け入れられたこと、また、預金部が積極的に政府資金の余裕金をできるかぎり預金部に預入れさせたことなどによる。

預金部資金の増大に伴って、その資金の運用範囲も従来より拡大されること

になった。これまで国債に対する投資及び資金の地方還元を図るための地方資金の融通が主であったが、日華事変が進行するにつれ、各特殊会社の社債を市場で発行するに際して、その社債の買入れにも運用範囲を広げた。つまり預金部は、大衆の零細な資金を吸収して、これを軍需生産拡充資金と財政資金の供給にあて、民間金融機関の資金の軍需生産資金への動員を補充する役割をもったのである。

預金部の活動範囲の拡大につれてその事務量は増加した。特に運用部では、金融市場の調整のための短期運用、これに関する調査事務、日本勧業銀行売出しの貯蓄債券及び報国債券の発行、消化方法、諸般の調査などの事務が増加した。また監理部では、運用口数の増加に伴って元金の回収、利息の受入れ、資金台帳の整理等の運用資産の監理事務や融通先の実地調査に関する事務が急増した。

こうした事態に対応して預金部職員数も増加していった。預金部官制定員によると、12年5月に262人であったが、15年12月には477人に増員されている。

このように増加した所管事務を新たな組織で行なうために、昭和16年7月、機構の改革が行なわれた。この改革は中央組織の改革とともに、後に述べるように財務局が地方機関として設置され、地方の預金部事務を同局が担当することになったので、支局及び出張所を財務局に移管することになった。

この改革で預金部資金局の名称はまた預金部と改められ、同局の構成は総務部と運用部、総務部の中に総務課、資金課、監理課の3課が、運用部の中に運用第一課、運用第二課、考査課の3課が置かれるという形になった。また、この改正で理事は2人となったが、職員数は事務官、理事官、属を中心に著しく減員され、104人と前年の4分の1に減少した。これは主として中央機関の職員が財務局に派遣されたことによるものであった。

昭和17年11月に行なわれた行政簡素化のため、機構改革によって預金部は資金局と改称され、内局に編入された。さらに18年11月の改革で理財局に合併されることとなった。

第4節 行政簡素化に伴う機構の廃合

1 昭和17年の行政簡素化に伴う機構の再編

昭和17年11月、大東亜省の設置に伴って行政機構全般の改革が行なわれたが、この改革は、行政を簡素化し戦局に即応する体制を整えるとともに、簡素化によって経費と人員の節約を図ることを目的としたものであった。

大蔵省においても、本省及び外局の機構の改正が行なわれた。国民貯蓄奨励局が国民貯蓄局に、預金部が資金局とそれぞれ改称され、外局から内局に編入されたことはすでに述べたが(第3節)、外局であった営繕管財局もこの改正で内局に編入された。新たに総務局が設けられたほか、会社部が理財局に合併され、為替局が外資局と改称されるなど、全面的な機構改正が行なわれ、日華事変以来拡張しつづけた機構は全体として縮小に向かうこととなった。

(1) 総務局の新設

内局に新設された総務局には、従来大臣官房にあった文書課、企画課、考査課(17年1月設置)の3課が移された。この結果、官房は秘書課と会計課の2課に縮小された。また、これまで理財局にあった地方債課が移管されて、総務局の地方財務課に入れられた。

文書課は、公文書類及び成案文書の接受・発送ならびに公文書類の編纂保存、統計報告の調整に関する事項を管掌した。企画課は、国家資金の動員及び配分に関する総合計画の設定、財政及び金融に関する総合計画の設定に関する事項を管掌し、考査課は行政の考査一般に関する事項を管掌した。地方財務課は、各道府県市町村及び公共組合の歳計・諸収入・公債に関する事項ならびに財務の監督、罹災援助基金に関する事項を管掌した。

昭和18年7月、「企業整備資金措置法」の施行に伴って、その事務を担当するため、同局に企業整備課が新設された。同年9月、文書課と考査課の管掌事

務の一部に変更があったが、11月に至って再び全面的機構改正が行なわれたため、同局の課にも改正が加えられることとなる。

(2) 主税局の拡充と税関機構の整理

太平洋戦争の開始以来、臨時軍事費を中心に財政規模はいっそう膨張し、巨額の経費をまかなう財源は、租税の相次ぐ増徴と公債の増発、占領地からの借入金等によってまかなわれた。歳入総額の中に占める租税の割合はしだいに低下していったが、租税収入は財政の基礎を強固にするため絶対に必要であり、太平洋戦争期にはいつてからも、しばしば増税が行なわれた。

主税局はこれら増税案の立法にあたるとともに、徴税の確保、徴税機構の整備につとめた。そのため、主税局の中でも国税課と経理課の事務が特に増加した。17年11月の機構改正によって大蔵省本省機構全般にわたって簡素化が行なわれたが、このなかにあつて国税課は全体の縮小傾向とは逆に、国税第一課、国税第二課の2課に分れ、その機構を拡充した。この結果、国税に関する事務を直接国税と間接国税に分け、国税第一課は直接税関係事務を、国税第二課は間接税関係事務と酒類の生産及び販売統制事務を分掌することとなった。また、国税第一課は、17年2月から施行された「税務代理士法」に関する事務も管掌した。

納税促進策は経理課によって考案され、納税を貯蓄奨励と結合して推進するため、民間の金融機関や各種納税機関を政府の統制下におき、徴税補助団体として動員する徴税方式が企画された。その成果は「納税施設法案」にまとめられ、17年末、第81議会に提出された。18年6月から経理課の分課規程に「納税思想ノ普及及宣伝及納税施設ニ関スルコト」が加えられた。「納税施設法」の施行によって徴税機関の補助的役割を持つ各納税施設は画期的に拡張されたが、こうした徴税機構の強化からさらに進んで、やがて「精神主義」に訴えることになっていくのである。

なお、太平洋戦争開始直後の16年12月、関税行政のうち、開港港則及び開港内の行政警察に関する事項が税関から海務局へ移管され、税関機構が1房4部

14課ないし15課に整備されたことは既述したが、17年11月の行政簡素化措置によって税関機構は整理された。すなわち、監視部の旅具課が廃止されてその事務が警務課に統合され、業務部の為替課が廃止され、為替管理法施行事務は輸出課と輸入課で分掌した。また、検疫部の植物課・家畜課は植物検疫課・家畜検疫課となり、検疫部は廃止されたので、税関の機構は3部12ないし13課となった。また税関の職員数も17年から18年にかけて減少し、18年11月には、運輸通信省海運局へ移管されることになる。

(3) 金融機構再編成と金融行政機関の縮小

太平洋戦争の開始によって軍需生産資金の需要が一段と増加し、その資金確保のためには国家資金をいっそう計画的・統一的に動員しなければならなかった。日華事変期の金融政策は、国家機関が直接に個々の金融機関、事業会社の資金・経理等を統制し、それによって生括資金、国債消化資金の確保を図るというものであった。しかし、もはや個々の統制では足りず、金融機構全般にわたって改革を行ない、金融統制を強化することが必要であった。17年にはいると「財政金融基本方策要綱」(16年7月発表)によって示された基本原則に基づいて、金融機構の再編成は具体化していった。17年2月、まず「日本銀行条例」が廃止され、新たに「日本銀行法」が公布されて、日本銀行の機能は根本的に改革された。また、開戦によって必要となった新金融機関として、3月に南方開発金庫、4月に戦時金融金庫が設立された。同じく4月には「金融統制団体令」が公布され、これに基づいて全国の主要金融機関を包括した金融統制会が設立された。

こうした金融機構の再編成に伴って、金融統制の実際の事務と運用は、日本銀行・全国金融統制会に委譲されていった。大蔵省は資金計画等の大綱を決定し、それを実行するうえに必要な具体的措置は、日銀・金融統制会を中心とする金融機関の自主的な指導統制にまかせるという方式がとられるようになった。

この行政事務の委譲と、全般的な行政簡素化の要請とによって、日華事変期

を通じて拡大してきた金融行政部局は、17年11月の機構改革以後、しだいに縮小されていくことになる。

昭和16年7月に新設された会社部は再び理財局に合併されたが、理財局内の機構も17年11月には大幅に改組された。すなわち、同局中最も古くからあった国債課は国庫課に併合され、地方債課は前述のとおり総務局に移管となり、外事課は外資局（後述）に移された。そして新たに金融課が設けられ、資金統制計画の中の産業資金計画の作成と取引所の監督等を管掌することとなった。この改正によって会社部を合併した理財局は、国庫課、金融課、資金調整課、経理統制課の4課に縮小されたのである。

銀行局では、17年11月の改正によって、これまで金融機関の資金調整及び経理統制に関する事務を分掌していた調査課と、銀行検査を分掌していた検査課が合併して管理課となった。管理課は、前両課の事務を引き継いだほか、全国金融統制会に対する行政監督をも管掌した。この結果、同局中の課は特別銀行課、普通銀行課、庶民金融課、管理課の4課となった。

(4) 外資局の設置

昭和17年11月の改正によって、従来の為替局は外資局となったが、これは単なる改称ではなく、太平洋戦争開始によって転換することになったわが国の対外金融・経済政策に対応する機構への改編を意味するものであった。すなわち日華事変以降、英米との関係が悪化するにつれ日本経済が対欧米貿易に依存する度合いはしだいに低下し、これに代って中国・満州等の円ブロック経済圏との結びつきが強まっていった。太平洋戦争の開始によって対欧米貿易から円ブロック貿易への転換は決定的なものとなり、いわゆる「大東亜共栄圏」地域との貿易、さらにはこの地域の財政・金融通貨政策を進めていくことになった。ところが、従来の為替局の機構は欧米諸国との貿易を基調に組織されていたので、「大東亜地域」に対する総合的経済政策を進めていくにあたって多くの事務上の支障をきたした。また、大蔵省内において、為替局所管の事務のうち対外投資に関しては理財局外事課の事務と、金政策に関しては理財局国庫課の事

務と重複する部面があり、海外情報収集・海外財政経済の調査事務は所管各課が個別に行なっていたので、これらを総合することも必要であった。このような機構上の欠陥を克服し、「大東亜共栄圏」の金融行政を中心に対外政策を担当する部局として、外資局が設置されることとなったのである。

外資局の管掌事務は次のとおりである。

- (1) 対外決済方式に関する事項
- (2) 通貨の換算率に関する事項
- (3) 在外資金その他在外財産に関する事項
- (4) 外国為替の管理に関する事項
- (5) 海外における財政及び金融の調査に関する事項

外資局には、参与及び総務課、計画課、為替課、管理課の4課が置かれた。従来の理財局外事課、官房企画課の所管であった海外の財政・金融の調査事務は計画課が担当することとなった。また、理財局国庫課所管であった金に関する政策と敵産の管理および在外財産の管理事務は管理課が管掌することとなった。

こうして改編された外資局を中心にして、満州・中国における円系通貨政策、南方占領地域の通貨金融方式の立案、タイ国・仏印との金融協定、軍票の発行、外資金庫の設立等々、「大東亜金融圏形成」のための工作が進められることとなる。

昭和18年4月、新設の交易営団による貿易によって生じる差損金、中支・南支との間の為替換算率統一により生じた貿易上の差損を調整するために、為替交易調整特別会計が設置された。同時に、日本側の没収または管理した敵産を統一運営するために、特殊財産資金特別会計が設置された。この両会計の運用は前者を為替課、後者は管理課が担当した。

昭和20年2月、外資金庫の設立に伴って同局の機構は再び編成替えされた。新たに外資課が設けられ、ここで外資金庫の設立が準備された。管理課は廃止され、その管掌事務は為替課と外資課に引き継がれた。しかし、翌3月にまた

機構の改正が行なわれ、為替課と外資課が廃止され、管理課が再び設けられた。同局は総務課、計画課、管理課の3課となり、外資金庫の運営は総務課が担当し、管理課は為替・外資両課の所管していた事務を管掌することとなった。

2 昭和18年の行政簡素化及びその後の局課の廃合

昭和18年11月、軍需省設置に伴って再び行政簡素化のための行政機構全般にわたる改革が行なわれた。18年にはいって戦局が悪化し、船舶・航空機の損害が目だって増加するにつれ、軍需生産への資金の動員をいっそう強力に行なう必要が生じた。政府は18年3月、「戦時行政職権特例」を公布し、鉄鋼、石炭、軽金属、船舶、航空機の5重点産業への生産力集中を図るため、首相及び各大臣に強力な命令権を与え、軍需生産の重点的な増産に努めた。金融の面からもこれを促進する政策がとられ、「企業整備資金措置法」をはじめ資金統制法規が次々と出され、統制はますます強化されていった。しかし、資金、資材、動力、労務などすべてのものの欠乏は日ごとに激しくなり、戦争経済は破局へと向かうのである。

昭和18年11月の行政機構整備強化以降、20年の終戦に至るまで、大蔵省の機構にもしばしば改革が加えられ、事務の増加とは逆に機構は全体として縮小されていった。

(1) 営繕管財局の廃止と総務局・官房機構

昭和17年の改正で内局に入れられた営繕管財局は、18年の改正によって廃止されることとなり、その管掌事務の一部は大臣官房へ、一部は各省へ移管された。これに伴って官房には営繕課が新設された。営繕管財局管掌であった国有財産に関する事務は総務局へ移管されたため、総務局でも課の改正が行なわれた。これまでの企画課は総務課と改称され、地方財務課は財務課と改められ国有財産に関する事務をも管掌することとなった。19年8月に再び改正が行なわれ、財務課は国有財産課と改められ、また、企業整備課は廃止された。

昭和20年3月、総務局機構の全面的改正が行なわれた。総務課、考査課、国有財産課が廃止され、同局は文書課と企画課の2課となった。さらに同年5月、同局は廃止され、その管掌事務は官房へ移管された。なお、国有財産管理事務はこの時主税局へ移管された。

20年3月の改正で、官房に新たに戦時施設課が設けられたが、5月、総務局の廃止によってその事務が移管されたため、官房は秘書課、会計課、営繕課、戦時施設課、文書課、企画課の6課を持つこととなった。なお、終戦後、戦時施設課は廃止となり、庶務課が新設された。

(2) 税関の運輸通信省への移管、醸造試験所廃止と主税局機構

昭和18年11月の改正で醸造試験所は廃止されて主税局に合併され、主税局内に醸造技術課が新設された。20年3月の改正で、主税局機構も縮小されることとなった。すなわち、従来の国税第一課は第一課と改称され、従来の国税第二課と関税課、醸造技術課の3つが合併して第二課となり、経理課が第三課となった。この結果、同局は3課となった。同年5月、官房企画課から地方税に関する事務が移管されたのに伴って分課規程の一部が改正され、地方税に関する事務は第一課が管掌し、第一課の管掌であった国有財産関係事務は第三課に移された。

昭和18年11月の改正で逓信省と鉄道省を統合して運輸通信省が創設されると、戦時海運行政の実施機関として各地方に海運局が新設された。そして、これまで税関が所管していた諸業務は海運局に併合されることとなった。

既述のように(本章第1節5)太平洋戦争の開始と時を同じくして「戦時海運管理令」が公布されると、税関で所掌していた港湾行政の一部は新設の海務局に移管され、海運行政の国家管理が図られることとなったが、このころから開港場における関税行政、港湾行政等船舶に関するすべての行政手続を総合しようとする考えが強まった。船舶関係の行政の統合は、海軍の強い意向であり、大蔵省は税関が海運行政担当機関に吸収されることに対して反対であった。この問題については企画院が中心となって調査を進めていたが、18年11月

の改正で、ついに税関所管の諸業務は、全面的に運輸通信省の地方部局である海運局に移管され、大蔵省の地方部局である税関は姿を消すに至ったのである。

(3) 金融局の設置

昭和18年11月の改正によって理財局は資金局を合併し、また、銀行局は監理局と合併して銀行保険局となった。この改正によって両局の分課規程にも改正が行なわれた。

理財局は、これまでの管掌事務に資金局から引き継いだ事務が加わったほか、廃止された監理局の事務のうち有価証券引受業、有価証券業及び有価証券割賦販売に関する事項と、商品券に関する事務を引き継ぎ管掌することとなった。理財局の課はこの改正の結果、国庫課、預金運用課、預金監理課、金融課、資金調整課、経理統制課の6課となった。次いで19年8月には、資金調整課と経理統制課が合併されて資金統制課となり、金融課は証券課と改められた。また、総務局内にあった企業整備課が同局に移され、その事務は新設された特殊決済課の中に入られた。

昭和20年3月の改正で、預金運用課と預金監理課は合併して預金課となり、資金統制課と特殊決済課及び証券課の3課が合併して資金統制課となった。こうして理財局は国庫課、預金課、資金統制課の3課に縮小された。

銀行局は、これまで監理局の所管事務であった保険行政を合併して銀行保険局となった。この18年11月の改正によって同局に総務課が新設され、管理課の事務は同課に移管された。銀行保険局は、総務課、特別銀行課、普通銀行課、庶民金融課、保険課、戦時保険課の6課をもって発足することとなった。

昭和20年3月、総務課、特別銀行課、普通銀行課、庶民金融課が合併して銀行課となった。同課は以上4課から引き継いだ事務のほかに、「軍需金融特別措置法」の施行に関する事務も管掌した。これと同時に保険課と戦時保険課が合併して保険課となり、同局はこの2課を持つのみとなった。

以上のように、金融行政機関は17年11月、18年11月、そして20年3月の3回

にわたる行政簡素化による機構改正によって、その機構はしだいに縮小されてきたが、20年5月には、理財局と銀行保険局が合併して金融局が設置されることとなった。これまで理財局、会社部、銀行局、監理局、資金局で分掌していたすべての国内金融行政が金融局に包括されることになったわけである。

金融局は、局長の下に次長をおき、国庫課、預金運用課、銀行課、保険証券課、資金統制課の5課が設けられた。

昭和17年以降の行政簡素化によって、本省及び外局の機構が縮小したのに伴って、職員数もしだいに減少した。大蔵省所管職員官制定員年次別推移によれば、16年に1,697人であった本局及び外局（預金部、国民貯蓄奨励局、営繕管財局、醸造試験所）の定員総計は、17年には1,638人、18年には1,303人、19年に1,193人となり、20年には1,024人に減少した。

第5節 地方部局及び外局の戦時体制化

1 地方部局の業務増大と財務局の設置

わが国の内国税務行政機関は、本省主税局を頂点として各地方に税務監督局、税務署を配する構成をもっていた。ところが税務監督局、税務署は大蔵大臣直轄の地方行政機関であったから、大蔵省が担当する諸行政を執行する場合、これらの機関を利用することが多かった。

この両機関は本来の徴税行政事務のほか、すでに国有財産管理事務と、預金部資金の運用及び経理事務をあわせて所管していたが、昭和15年10月「会社経理統制令」の施行によって、これを運用実施する事務をも担当することになった。一方、戦時増税による徴税事務は増大していったので、徴税事務以外の担当事務を税務監督局から分離し、新たに地方部局として財務局を設置するという案が本省内で考えられた。しかし、大蔵省主税局傘下に税務監督局、税関のほか、さらに一系統の地方部局を設ける案は実現されず、税務監督局を財務局と改称し、預金部資金局支部を廃止してこれを合併し、さらに金融統制をもあわせて担当する地方機関とすることになった。

昭和16年7月に公布された「財務局官制」(勅令第760号)によれば、財務局の管掌する事務は、内国税に関する事務の監督、「会社経理統制令」の施行業務、国有財産に関する事務、預金部資金の運用及び経理であった。

財務局は従来の税務監督局の施設と機構をそのまま継承し、東京・大阪・札幌・仙台・名古屋・広島・熊本の7ヵ所に置かれたが、18年11月に新潟と松山の2局が増設された。下部組織としては税務署と出張所とがあり、税務署では内国税に関する事務が受け持たれ、出張所では会社経理統制、国有財産管理、預金部資金の運用・監理の事務を担当した。しかし、出張所は実際には税務署の建物の中に置かれ、出張所長も税務署長が兼任した。財務局には総務・直税

・間税・経理・鑑定・経理統制・業務の7つの部が置かれ、その下は各係となっていたが、担当事務量の増大に伴って16年12月に至り、各係は課に昇格した。とくに徴税事務を担当する直税部と間税部には、税目別に課が置かれ、さらに18年6月には、新しい税源を調査するための調査課が直税部に、また間接税の徴収を強化するための監視課が間税部に新設された。

昭和18年11月、軍需省が設置されると、軍需会社の管理、軍需会社の経理統制については軍需大臣が権限をもつことになった。同省の設置と同時に「財務局長又ハ財務局出張所長ヲシテ軍需大臣ノ所管ニ属スル会社ノ経理統制令ノ施行ニ関する事務ノ一部ヲ取扱ハシムル等ノ件」(昭和18年11月勅令第827号)が公布された。この勅令によって財務局長・財務局出張所長は、軍需大臣所管事務の一部を分掌し、軍需大臣の指揮監督を受け、「会社経理統制令」に関する報告書を提出することとなった。

昭和20年5月に再び財務局の機能は拡大され、内部組織の改革が行なわれた。総務・直税・間税・理財・経理・鑑定の6つの部が置かれ、部の下に3ないし5の課がそれぞれ設けられて、増大した財務局事務を分掌した。こうして、財務局は徴税機関と地方金融行政機関とを合わせた機能を果たすことになったわけである。

また、この時の改正によって財務局の下部組織として新たに支局が設けられ、財務局所管事務の全部または一部を行なうことが規定されたが、実際に設置された支局は新潟支局(東京財務局管内、新潟財務局は18年11月に設置されたが、この改正によって廃止され支局となった)と福岡支局(熊本財務局管内)の2支局であった。

昭和20年にはいって、戦局が熾烈化し空襲が激しくなると、中央と地方との連絡が困難になり、各財務局は本省の指示をすみやかに受けることがむずかしくなった。一方、増産の必要はいよいよ増し、急を要する事態に対応して行政事務を簡素化し、能率化するために財務行政権限をできるだけ地方に委譲することが検討された。そして、昭和20年7月「大蔵大臣ニ属スル許可認可等ノ職

権ノ一部ヲ財務局長ヲシテ行ハシムルコトスル等ノ為ノ大蔵大臣ノ職権ノ特例ニ関スル件」(昭和20年勅令第426号)が公布された。この勅令によって、大蔵大臣は必要があると認めるときは法律の規定にかかわらず、①許可、認可、免許、承認を行なう職権、②届出、報告または書類の提出を受ける職権、③命令その他の処分及び臨時検査の職権、を財務局長に行なわせることができるようになった。

以上のように、戦時財政下の財務局は、大蔵省の地方機関として重要な役割を果たしたのである。

2 戦時下の専売事業と機構改正

(1) 日華事変期の専売事業と機構改正

わが国の専売制度は、日露戦争にあたって戦費を補充するという役割をもって創設されたもので、当時、専売事業収入の一般会計歳入に占める割合は1割内外であった。ところが、満州事変以降はこの割合は低くなり、財政規模が膨張するにつれて、専売益金の財政上の地位は低下していった。すなわち、専売益金の一般会計歳入に占める割合は、昭和7年から10年に至る間は8%内外であり、11年に9%を示したが、その後毎年低下して、16年には4.8%まで下がった。

しかし、専売益金が収入財源として軽視されたわけではなく、むしろ積極的に増収計画が進められた。その結果、一般会計への専売局納付益金は、12年2億5,758万円から、16年には4億1,493万円へと約61%の増加を示した。

この益金増加の中心となったのはたばこの値上げであった。たばこは11年11月に平均15%値上げされたが、日華事変が始まってからは、臨時軍事費の財源充当のために13年1月平均約11%の値上げが行なわれ、次いで14年11月からは平均20%値上げされた。さらに16年11月からは、購買力吸収を名目とし平均約27%の値上げが行なわれた。13年以降の3回にわたる値上げだけで70%に及ぶという大幅な値上げであった。たばこは一般会計歳入補足のみでなく、臨時軍

事費財源としての役割をも果たしたわけである。

ところで、専売事業が日華事変以降の戦時体制の中で果たした役割は、財政収入の補充という本来の役割のほかに、軍需生産の増強に参加するということであった。

昭和12年からアルコール専売制度が実施されたが、さつまいもを原料とするアルコールの増産、その混用によるガソリンの消費節減ということが液体燃料自給策の重要な課題として取り上げられ、企画院を中心として協議が重ねられた結果、大蔵省専売局所管となった。このアルコール専売制度の準備を行なったのは、11年7月、長官官房に新設された調査課であった。そしてアルコール専売実施による機構改正(12年4月)によって、販売部販売課に新たにアルコールの販売、輸出入、収納及び運送に関する業務が加えられ、収納部には企画課が新設されて、アルコールの製造計画、製造原料の購買、製造原料生産者の組織する団体についての事務や、生産費の調査等を管掌した。また、収納部技術課が第一技術課、第二技術課に分かれて拡充され、第二技術課はもっぱらアルコール製造に関する業務を分掌することとなった。

アルコール専売は、財政収入を目的とするものではなかったが、塩・樟脳両専売品より高い益高をあげて財政専売の性格を持ちながら、日華事変期の軍需生産に大きな役割を果たしたのである。

たばこは、前述のような大幅な値上げが行なわれたにもかかわらず、その需要は急激に増加した。12年度に比べて16年度の製造総数量は25%の増加となっているが、それでも供給が需要に追いつけぬ状態で、15年には市中で品不足が目だち、販売抑制策を講じなければならなかった。需要が急増した主な原因は軍用たばこの需要が増えたことで、陸海軍は専売局から直接買付けを行なった。専売局はこうした事態に対処するため、製造部の機構を拡充するとともに、高級たばこの製造を中止し(15年9月)、軍用たばこ「ほまれ」への製造設備の転換を行なうなど、たばこ製造は軍用たばこを中心に行なわれるようになっていった。なお、この時期には需要の増加に伴って製造工場の作業量は増

大したにもかかわらず、熟練工不足、機材・資材不足などによる生産条件の悪化が目立ち、その対策に努めなければならなかった。13年4月には製造部に機械課が新設され、専売工場内の作業場の配置計画、電気機械器具、工場設備の管理等を管掌することになった。

昭和14年7月には製造部がたばこ製造部と酒精製造部の2つに分けられた。また、14年11月にはたばこ製造部に置かれていた管理課を長官官房に移管し、従業員の待遇及び勤務条件等の労務管理を管掌させた。さらに15年8月、地方局のたばこ工場及び分工場の大部分を廃止し、出張所に併合するという改革も行なわれた。

生産力拡充政策の進展に伴って、ソーダ工業の原料である塩の需要は増加し、こうした工業用塩を中心にこの時期の塩の需要は急激に増加していった。これに対して、国内需要の大半を外国塩に依存していたわが国としては、国内塩の増産を図るとともに、悪化する輸入条件のもとでそれに対処する方策を検討し、さらに需給対策を新たな段階で考える必要があった。14年7月の改正で、収納部の第二技術課は、塩の鑑定・保存・生産指導を行なうこととなった。また、14年に塩賠償価格の大幅な引上げを行ない増産奨励に努めたが、労働力不足等生産条件の悪化により14年度を頂点として塩の生産力は低下していった。一方、輸移入塩については、国際収支上の要請と海上運賃の急上昇などから遠海塩の輸入は減少し、16年度には輸移入塩の90%までが近海塩によって占められることとなった。近海塩についてはその増産計画も進められたが、その供給高は計画に達しなかったうえ、価格も急速に上昇していった。こうして15年以降は、工業用塩のみでなく食料用塩の不足も深刻となり、価格のいかによりも数量の確保が緊急の課題となった。そして供給能力は限界に達し、やがては販売抑制の対策が講じられることとなる。こうしたなかで塩専売の赤字はしだいに増大していった。

軍需生産の拡大につれて軍需資材の輸入は急増したが、こうしたなかで欧米向けの輸出品である樟脳関連産業製品の輸出は、輸出振興策上重要なものとし

て積極的に取り上げられることとなった。

専売局は昭和12年度から、新規製脳の許可などの取扱いを緩和して増産を奨励し、また数度にわたる大幅な補償金引上げなどの増産対策を講じた。13年4月からは、販売部販売課と収納部収納課に樟脳及び樟脳油の販売、生産、賠償及び補償に関する事務が付け加えられた。また、製脳人の納付に関する経費を節減し、納付を容易にするため、14年7月の大蔵省令によって、各地方専売局で樟脳の収納事務を取り扱うようにするとともに、各地方局管内に出張所17ヵ所を増設して収納にあたらせ、さらに省令の規定によらず、専売局が任意に収納官署を設置できるようにし、同年9月からこれを施行した。

第2次大戦の開始によってドイツ合成樟脳が欧米市場から姿を消すにいたると、樟脳の海外需要は増加し、海外からの注文に生産が追いつかぬほどであった。

樟脳のいっそうの増産を図るため、製脳原料を確保するための諸対策や、製脳組合の指導および交付金交付による財政的援助などが積極的に行なわれた。しかし、12年以降、製造人、製造場などはいずれも減少するばかりで、16年には12年の70%ほどに減少した。樟脳収納量も12年に比して16年のそれは粗製樟脳67%、樟脳油64%、再製樟脳61%と、いずれも3～4割の減産となった。

昭和16年下期から樟脳の欧米向け輸出は途絶したため、在庫過剰の傾向を示すようにもなったが、これ以後の樟脳はセルロイド、フィルム、航空機用塗料など軍需用品の原料として、他の専売品と同じく軍需生産の増強に参加するという役割を果たしたのである。

なお、12年から16年までの専売局事業益金の事業別内訳をみると、たばこ以外の専売事業はいずれも赤字を示している。とくに塩は14年以降赤字に転じてからその額は増大するばかりで、16年の赤字額は1,878万円にも達している。樟脳もその益金はしだいに減少して16年以降赤字となった。12年度から実施されたアルコール専売は、一般用途売りについては13年から石当り7円、15年から1キロリットル当り900円、さらに16年から1キロリットル当り平均1,050円

という大幅な値上げが行なわれたが、14年度の収支は267万円の赤字であった。たばこのみは毎年2～3億円を越す黒字を示し、16年には4億円を越す黒字となっている。たばこ以外の専売品は、工業用軍需及び直接の軍需が増加するにつれて、生産費の増加に見合う値上げが困難となったため、いずれも赤字を示すこととなり、たばこも軍用たばこは値上げから除外されたが、その他のたばこの大幅な値上げなどによって、益金増収の中心的役割をたばこ専売が果たしたのである。

(2) 昭和16年の全面的機構改正

昭和16年4月、官庁機構全般にわたって事務を能率化するための再編成が行なわれたが、これに伴って専売局も中央・地方を通じて全面的にその機構を改正した。

中央の機関である専売局には長官官房のほか、たばこ事業部、たばこ製造部、塩脳部、酒精部及び経理部が置かれた。従来の機構は販売部門、製造部門、原料調達部門に分かれていたが、この改正によって全機構は製造品目別に分けられ、原料調達、製造、販売が一貫した組織によって行なわれることとなった。また、販売部門に比して収納・製造部門の拡張、特に技術関係の部局の強化が目だっている。これは、専売品の販売・収納・輸出入という流通部門に重点をおいていた専売本局の機能が、日華事変以降の戦時体制のもとで、直接生産部門の管理にのり出す方向へ転じていったことを示すものである。

地方機関の改正の主なものは、新たに地方専売局と出張所の中間の機関として支局が設けられたことである。この改正によって、地方専売局は11ヵ所、地方専売局支局は12ヵ所、出張所は151ヵ所となった。

専売本局の業務の増大、機構の拡張とともに、12年以降、その職員数も増加した。特に技師・技手の増員が目だった。技師は12年3月の108人から15年11月には126人に増え、技手は同じく1,112人から1,388人に増加している。また、事務関係職員も増加した結果、専売本局定員総数は12年3月の4,397人から15年11月には4,948人に増員された。しかし、16年4月の機構改正によって、従

来より少ない職員で新段階に対応する体制が作られ、また、管理部門よりも工場・現場に重点がおかれ、労働力不足に対処する関係からも、本局の定員は削減されることとなり、改正とともに4,806人となった定員数は、その後も毎年減少していった。

(3) 太平洋戦争下の専売事業と機構改正

太平洋戦争期にはいって、専売益金の一般会計歳入に占める割合は一時増加したが、昭和18年を頂点として低下し、その後は物価の騰貴にもかかわらず、専売益金は名目的にさえ減少していった。すなわち、専売益金の一般会計歳入に占める割合は、17年に6.1%、18年には7.7%と16年度より増加したが、19年には5%となり、20年には4.4%低下した。しかも、17年に5億6,240万円であった専売局益金が、18年には10億7,240万円へと倍増したが、19年には前年に比して、約2,200万円の減少、20年にはさらに800万円減少となっているのである。アルコール専売は17年度から商工省へ移管され（18年度からは軍需省へ移管）たが、塩はすでに14年度以降、樟脳は16年度以降赤字となり、その額は増大するばかりであった。このなかで、たばこ専売のみ黒字を続けたが、その黒字額は20年に至って前年より減少を示すこととなった。

たばこは16年11月の値上げに次いで、この時期にも3回にわたって大幅に値上げされた。18年1月には平均61%、同年12月には50%、20年3月には39%の値上げが行なわれた。しかし、18年度を頂点として、たばこの製造数量は減少し、20年3月の空襲のため東京・大阪・名古屋の3工場が焼失したのをはじめ、たばこ工場の空襲による被害が続出するに至って、もはや専売益金の増収は不可能となったのである。こうして、他の専売の赤字を埋め合わせながら、一般会計及び臨時軍事費会計の歳入補足の役割を果たしてきたたばこ専売も、ついに収益力の限界に達することとなったのである。

この時期の専売事業は、資材、機械、動力、労働力などすべて不足し生産条件がますます悪化していくなかで、軍需品の増産という目的を果たすためにあらゆる努力をばらうとともに、民需用の販売抑制策を進め、軍需資材確保に努

めた。

たばこは、海外からの輸入の途絶、内地葉たばこの減産などによって葉たばこは急激に不足し、非常対策として玉あじさい・いたどりを代用葉たばことして買い上げることが17年8月から開始された。また「大東亜共栄圏煙草政策」に基づいて南方諸地域での葉たばこ栽培にも努めた。しかし、葉たばこ不足は解消されず、その他の生産条件の悪化も加わって、たばこ製造量は18年以降急激に減少していった。そのため、16年4月ころから、民需用たばこの販売を抑制する対策が次々と実施されることとなった。

まず、16年4月から、小売店における空箱、空包装引替えにたばこの1個売りが開始された。一方、18年5月から、重要産業労働者に対する「特配」が実施された。これは重要な生産に従事している者に対し、“金鶏”と“はぎ”を特別定価で売り渡したものであるが、同時に「配給の確保」を図ることが目的の一つとされていた。19年7月には、たばこの「ばら売り」が開始された。これは包装用紙不足のため、まず、特配用“金鶏”の「ばら売り」が始められ、これに伴って「ばら売り価格」が告示された。そして19年11月1日からたばこの割当配給制度が実施され、隣組を単位として小売店に登録し、その成年男子数を基礎として割当を行ない、隣組内で適当に分配することとなった。配給数量は成年男子1人につき1日6本を基準としたが、のちには2～3本に削減された。こうして民需用のたばこ販売は抑制されたが、重要産業労働者に対する「特配」は続けられ、また、たばこ品種の整理も行なわれて、たばこの製造は従来にもまして軍需用中心に行なわれることとなった。

塩の割当配給制度は17年1月から実施された。一般家庭用に対しては全国一律に1人1ヵ月200gの配給のほか、漬物時期、農家の特殊性等を考慮した加算割当が行なわれ、業務用消費者に対しては買受実績に基づく割当が行なわれた。しかし、19年になると塩の供給不足がひどくなり、これに伴って漬物用、味噌・醤油用、水産用その他の加算割当塩等業務用塩全般にわたる消費規制はいっそう強められた。

塩の割当配給制度は、食料塩のみならず工業塩にも適用されるものであったが、ソーダ工業塩はこの対象からはずされていた。

割当配給制度の実施によって消費規制を行なう一方、ますます増加する需要に対処するためには、塩のいっそうの増産が必要であった。わが国の塩専売史上、他に例をみないほど多くの制度の改廃が行なわれ、また「大蔵大臣が塩の増産のために全国を行脚する」(広瀬豊作口述)ほど、塩増産に懸命な努力がはらわれた。増産対策の主なものは、新規塩田築造、廃止塩田の復活奨励、製塩技術の指導改善、塩賠償価格の引上げ、製塩禁止区域の撤廃、自家用塩の製造許可等であった。

昭和19年2月の「塩専売法」の一部改正(法律第19号)によって、同年4月から苦汁が専売品目に加えられた。苦汁専売の目的は、航空機の重要資材であるマグネシウム、航空燃料に欠くことのできないブローム、爆薬の原料である加里などが、製塩の際に生ずる苦汁の中に多量に含まれているので、これを専売に移し、生産者に苦汁納付の義務をおわせ、専売局がその貯蔵・管理を行なうとともに、需要者に対して直接これを供給しようとしたものであった。

樟脳は、精製樟脳、セルロイドなどの軍需資源としての需要が高まり、とくに樟脳がハイ・オクタンの高級航空燃料用に供給されるにいたって、増産奨励はますます盛んに行なわれた。増産奨励のために、補償金増額、奨励金の交付が行なわれたほか、18年6月には国策会社として日本樟脳製造株式会社が設立された。20年3月には、樟脳・樟脳油緊急増産対策要綱が閣議決定されたが、樟脳の生産量は、17年以降、年々減少していった。

昭和19年3月、「専売局ニ於テハ当分ノ間専売品以外ノ軍需品其他ノ物品ノ製造ヲ為スコトヲ得」という勅令(昭和19年勅令第199号)が公布された。

こうして、太平洋戦争期の専売局は、財政収入調達機関から軍需品製造工場へとその性格を変えていったのである。

この時期の機構改正の主なものは、17年4月、アルコール専売の商工省への移管に伴う酒精部の廃止、19年4月、苦汁及びたばこ用巻紙が新専売品に加え

られたのに伴う塩脳第二課（苦汁に関する事務）と、経理部資材課（たばこ用巻紙に関する事務）の新設であった。地方機関の簡素化は19年7月実施され、各地方専売局内の機構は従来の事業部、鑑定部、製造部、庶務部のうち、前の2部を配給部、収納部と改めた。また、地方専売局管轄下の諸機関を単純化し、たばこ販売所を出張所に、専売工場の大部分をも出張所に統合し、さらに分工場を廃止した。これによって、地方機関は地方専売局一支局一出張所の線を中心に運営されることとなった。

昭和20年5月、行政簡素化のために中央機関の全面的改正が行なわれ、これによって本局の機構は長官官房、たばこ部、塩脳部の3部に縮小された。これに伴って、職員数も減少し、16年に4,806人であった官制定員総数が、20年5月には3,368人になった。

3 戦時下の造幣事業と機構改正

(1) 日華事変期の造幣事業と機構改正

造幣局の事業は、貨幣の製造、旧貨幣の鋳潰、章牌・記章・極印の製造、地金銀の精製分析、合金の製造、貴金属製品の品位証明及び諸鉱物の試験であるが、これらのうちで日華事変期にとくに発展したのは、貨幣の製造と地金銀の精製ならびに品位証明、そして勲章の製造であった。

満州事変以降のインフレ政策は通貨の膨張をきたし、それに伴って補助貨幣の発行高も年々増加していった。日華事変の開始によって財政規模はいっそう大きくなり、生産力拡充政策によって軍需産業資金需要が増大していくなかで、50銭以下の小額貨幣の需要は造幣局の製造能力を越えて急激に増えていった。しかも、銀・ニッケルなど、これまでの補助貨幣の素材をもって、この需要に応じていくことは困難であり、加えてこれらの金属は軍用資材としても重要なものであったので、そうした需要との関係で補助貨幣の材料はしばしば変更され、補助貨幣の素材変更を行なうことが要請された。

昭和13年6月、「貨幣法」に対する特別法として「臨時通貨法」が制定され、

次々と新しい素材や形式により臨時補助貨幣として発行されることとなった。この結果、10銭、5銭、1銭の小額貨幣の種類は急激に増加し、日華事変以降の戦時体制進行中に変更された補助貨幣の種類数が、造幣局創業以来昭和12年までの66年間に作られた種類数とほぼ同じであるというほどに達した。製造枚数をみても、同じく66年間の総計71億枚余に対して、12年以降終戦に至るまでの総計が103億枚余で、この時期の補助貨幣製造量の急増ぶりを示している。

金の増産と政府への集中を図るため、12年8月に、「産金法」が制定され、金精錬業者、含金鉱物買入業者が政府の管理下におかれ、金の使用が制限されるとともに、民間においても政府の奨励政策に応じて金集中の運動が始められた。こうした政府・民間の金集中運動の結果として、金は各地から造幣局へ運び込まれ、とくにその運動が高まった14年夏から約1年間は、金に関する業務が急激に増加した。各地からの金はまず総務課地金係で受け付けられ、試験課で化学試験を受け、最後に製錬課で精製されて純金となり、これが日本銀行に引き渡されたのであるが、その量が多かったため、定員の増加、設備の拡充など行なったにもかかわらず、これらの課の作業は、休日も休憩もなく、夜遅くまで続けられたという。

勲章・記章の需要は、満州事変以来、論功行賞や表彰制度の実施が盛んになるにつれて増加していった。この作業は機械による大量生産が不可能で、手工業的に行なわれるため、需要数が増加するにつれて作業員の増員が必要であった。

日華事変開始直後の12年8月、大阪の造幣本局では分課規程の全面的改正が行なわれた。従来の総務部、作業部の2部制を総務部、製造部、試金部の3部制に改め、部の下に課及び係を置き、事務と作業を通じて一貫した組織が作られた。さらに13年4月と15年11月に一部改正が行なわれた結果、造幣本局は増大した業務に対処する機構に拡大された。

総務部、造幣部、試金部の3部が置かれ、総務部には総務・監理・経理・工作・保健・研究の6課とその下に16の係が置かれた。製造部は溶解・貨幣・彫

刻・第一勲章、第二勲章の5課とその下に12の係。試金部に試験・製錬の2課とその下に5係となった。本局のこのような拡充とともに、この時期には地方部局の新設、増設が行なわれ、また、建物・工場設備の新築と改良はほとんど毎年のように行なわれた。

特に大阪本局の機構改正と同時に拡張された東京出張所は、金集中運動によって多忙をきわめた地金の品位証明作業のほか、新たに必要となった精製作業を担当した。15年にはいと東京出張所は総務・製造・試験・製錬・研究の5課とその下に16の係を持つほど拡張され、大阪本局と並ぶ機関となった。

また、従来、東京出張所が唯一の地方機関であったが、産金奨励策が進められるなかで産金地帯に近い場所に出張所を作る必要が生じ、札幌・秋田・熊本の3ヶ所に出張所が新設された。これら出張所では鉱物試験、地金銀及び貴金属製品の品位証明作業と地金銀精製依頼の受け付けを行なった。

造幣事業の拡大、機構拡充によって職員、工員数も急激に増加した。11年度に843人であった職員、工員総数が16年には3,207人に急増している。職員では技師・技手の技術関係の増加が目だっている。技師は11年の7人から16年の17人へ、技手は同じく40人から93人へと、いずれも2倍以上の増員である。

工員数は11年の656人から16年には2,542人へと4倍ほどの増加を示したが、これでもなお労働力不足の状態であった。

(2) 太平洋戦争下の造幣事業と機構改正

この時期の造幣事業のうち、補助貨幣の製造はインフレーションの進行につれてますます需要が増加し、17年度の補助貨幣製造高は、造幣局創業以来の製造総数の約2割に相当する巨額に達した。また、太平洋戦争によって拡大した占領地域の貨幣製造まで引き受けることとなった。蒙疆の1角・5分及び1分アルミニウム貨幣、仏領インドシナの4分の1セント亜鉛貨幣、東インドの10セント錫貨幣及び1セント・アルミニウム貨幣などの製造が行なわれた。

さらに、戦局が進展するに伴って勲章製作の作業がいっそう増加し、また、貯蓄や生産奨励のための表彰制度が増えるにつれて、勤労顕功章などの章牌類

の製作も急激に増加していった。

試金部の担当する重要金属地金及び鉱物の分析試験と、重要金属地金の精製及びその淘汰滓の精錬に関する業務は、軍需生産にとって欠くことのできない重要なものであったから、この業務は増加する一方であった。

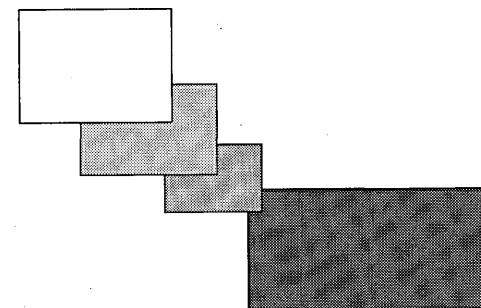
昭和19年8月には「造幣局ニ於ケル軍需品等ノ製造ニ関スル件」(昭和19年勅令第513号)が公布され、造幣局でも軍需品を製造することになった。この勅令公布と同時に10銭・5銭錫貨幣の製造は打ち切られ、貨幣製造施設の遊休化したものが軍需産業に向けられた。造幣局の工場も航空機や砲弾の部分品を製造する軍需工場と化していったのである。

造幣事業の拡大に伴って、大阪本局及び東京出張所の機構はいっそう拡張された。本局では、総務・製造・試金の3部は日華事変期末と同じであったが、その下の課は3課、係も10係増設されている。東京出張所は18年9月から東京支局と改称されて拡張工事が行なわれ、貨幣製造工場が建設された。占領地域貨幣製造のために広島に工場が建設され、広島支局として発足した(20年2月)。一方、太平洋戦争開始後の金集中運動の業務衰退から、札幌・秋田及び熊本の3出張所を閉鎖、熊本の設備だけは、久留米出張所として残すこととなった(18年11月)。

このほか工場の増築、設備の増設などが盛んに行なわれたが、20年にはいって空襲が激しくなるにつれて、工場・設備の被害はしだいに増えていった。20年4月、東京支局はほとんど全滅、6月の空襲では大阪本局の勲章工場と工作工場の大部分が被害を受け、広島原爆投下で横川工場は全滅し、久留米出張所の一部もまた損害を受けるに至った。

空襲の激化とともに各工場の資材不足もまたひどくなっていった。陶製の補助貨幣を作る研究が進められたのもこのころで、金属類の不足が特に目だった。また、工場従業員の応召などによる不足が著しく、挺身隊、学徒動員がその補充として行なわれたが、作業成績はあがらず、職員は作業よりも防空・防災に忙殺されるという状態であった。

この時期の造幣局職員の動向をみると、従業員総数は16年度の3,207人からさらに増加して、18年度は4,537人に達したが、その後は19年の3,996人、20年の2,383人として減少していった。造幣局の官制定員は、16年の170人から、18年には208人、20年には233人と増加していったが、前に述べたような空襲による工場の被害と工員の応召などによって、全体としては減少していったのである。なお、戦時中の労務制度で特徴的なことは職制の強化である。日華事変以降、この職制は著しく増加したが、17年4月になると、職制段階は工師、工長、組長、工掌、事務工手、工手、見習工、臨時工手、定雇、臨時雇の10種類に分けられ、さらに18年12月には工掌の代りに副組長制を設け、工手を1等から3等までの3段階に分けた。「工場規程」も、工員の作業状況を監視する多くの規程が新たに加えられて「工員規程」と改称され、職制を通じて軍隊式のきびしい規律で統制されていったのである。



戦前期主要統計